

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検討中 検討中のもの |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

| 措置済 | 検討中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-----|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

第2部 総論

第3 監査の結果(全体について)

8 任意団体の実質

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-----|--------|-----|
| 【指摘】 各所管課に対し、交付先団体は、団体としての組織、多数決での運営決定等団体としての自立性が認められる「権利能力なき社团」として評価されるだけの実質を備えた団体に限るよう、指導すべきである。 | 補助金等の交付先団体となる実行委員会等の規約例を示すとともに、実行委員会等の実態を確認するよう全庁へ通知した。また、その後、補助金所管課に、実行委員会等の実態を把握し、適正に指導ができていたかを確認したところである。 | ○ | 財政部 | 行財政改革課 | 18 |

10 実行委員会・任意団体の調査把握及び公表

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|--------|-----|
| 【意見】 市が事務局又は会計を担当している実行委員会・任意団体を調査把握し、一覧表を作成し、ホームページで公表することが望ましい。 | 補助金等の交付先について、構成員名簿及び規約が整備されていることを確認しており、各部において適切に運用されているため、一覧の公表までは実施しない。 | × | 財政部 | 行財政改革課 | 19 |

14 交付要綱による手続の省略

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|-----|--------|-----|
| 【意見】 岐阜市補助金等交付規則において、各々の手続毎に省略することができるための要件を定めることが望ましい。 | 手続を省略できるパターンは補助金毎に異なり、各手続毎に一律に省略できる要件を定めることは困難である。 | × | 財政部 | 行財政改革課 | 21 |

第3部 各論(個別の補助金等の監査の結果)

第1 実行委員会(類似団体含む)

1 特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」開催負担金

(3) 実行委員会の収入の取扱い

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|------------|-------|-----|
| 【指摘】 実行委員会が事業により得る収入を的確に見積らせた上で、その収入を市の歳入とみなす処理(実行委員会の配分金支出とする処理)をさせず、適切に負担金の額を算出すべきである。 | 令和4年度は、実行委員会による事業を実施しなかった。令和5年度も実施をしない。また、他の実行委員会事業の予算書等を確認し、令和6年度以降の実行委員会事業予算について、指摘のとおり適切に算出する予定である。 | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 歴史博物館 | 25 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検討中 検討中のもの |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

| 措置済 | 検討中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-----|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

4 イングリッシュ・キャンプinGIFU開催負担金

(1) 負担金の根拠

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|-------|-------|-----|
| 【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜市教育文化振興事業団との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。 | 監査の意見を踏まえ、負担金の規約の検討を行ってきたが、本事業は廃止となった。 | × | 教育委員会 | 学校指導課 | 33 |

7 やないづ境川ふれあい夏祭り2019事業負担金

(1) 負担金の根拠

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|------------|------------|-----|
| 【意見】 交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。 | 令和4年度は事業中止のため、検討の場が設けられなかった。引き続き交付先団体と方向性について検討を続ける。 | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 観光コンベンション課 | 39 |

16 岐阜市民文化祭岐阜市美術展覧会開催負担金

20 岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～開催負担金

(2) 効果・経済性

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|---|-----|------------|-------|-----|
| 【指摘】 民話に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において民話が広まっているかどうか、地域文化に関する関心が深まっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。 | 「岐阜市の文化芸術に関する市民意識調査」(令和2年実施)にて、27.6%が伝統的建造物・文化財の振興が重要であると考えており、それらを会場に使用していることから、関心を深めることに寄与する事業であるとする。 また、毎回アンケートを実施し、初めて参加する方の割合が31%、とり上げた民話を知らなかったと回答した人が72%であったほか、アーカイブ化して市公式YouTubeに掲載したコンテンツの再生数が年々増加しているなど、民話と芸術を広めることにつながっている。 参加料徴収については、本事業が気軽に文化芸術に触れる機会という趣旨に鑑みて適切ではないと考えており、また有料化することで経費が発生する場合もあること、無料で見られる動画配信との矛盾により不公平を生じることから実施が困難である。また、協賛金についても、協賛金に対する対価の提供が見込めないことから実施は困難である。 | × | ぎふ魅力づくり推進部 | 文化芸術課 | 65 |

28 岐阜市学校給食会運営費補助金

(1) 補助金の額

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|---|-----|-------|------------------|-----|
| 【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。 | 学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、物価の上昇も考慮し、今後も他都市の状況を引き続き調査し、必要に応じて見直しを検討していく。 | △ | 教育委員会 | (学校保健課) 学校給食課 | 79 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|----------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検 討 中 検討中のもの |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

| 措置済 | 検 討 中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-------|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

29 岐阜観光コンベンション協会運営負担金

(3) 見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|---|-----|------------|------------|-----|
| <p>【指摘】 事業補助の補助金に切り替え、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」を根拠にすべきである。もし、協会の運営費の一部を負担する必要性及び相当性を吟味した上で、必要性及び相当性が認められ、現状の負担金という形で継続するのであれば、これまでの経緯を取っ払ったゼロベースで、負担金額を決定するとともに、一定割合の負担率等を定めた負担金の根拠規程を設けるべきである。</p> | <p>コロナ禍が一つの区切りを迎えるにあたり、最新の観光動向に合わせて各事業の見直しや磨き上げを行っていることから、現時点で負担金の根拠規程を設けることはそぐわず、事業毎の協議に基づき各負担割合を定めることとし、令和5年度は負担金として継続。</p> | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 観光コンベンション課 | 84 |

第6 地域

42 地区敬老会運営費補助金

(1) 補助対象経費

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|-------|-----|
| <p>【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである。</p> | <p>地区毎に行われる敬老会の状況や敬老事業の意義に沿った補助対象経費について検討し、交付要綱に定めるように引き続き検討していく。</p> | △ | 福祉部 | 高齢福祉課 | 123 |

(2) 補助金の額

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|-------|-----|
| <p>【指摘】 補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。</p> | <p>補助対象経費を交付要綱に定めるように引き続き検討し、その後は、補助対象経費から算定するようしていく。</p> | △ | 福祉部 | 高齢福祉課 | 123 |
| <p>【意見】 高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい。</p> | <p>自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課と連携し、効率的・効果的な支援のあり方として、地域への一括交付金の仕組みについて引き続き研究していく。</p> | △ | 福祉部 | 高齢福祉課 | 123 |

44 都市美化推進事業補助金

(2) 会計の混同

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|-----------|-----|
| <p>【意見】 都市美化連絡協議会各支部の自治会連合会への統合等、自治会連合会の経理・報告事務の負担軽減を検討することが望ましい。</p> | <p>岐阜市都市美化推進連絡協議会の活動は、実態的に自治会連合会が主体となって実施している。こうしたことから、協議会の経理や実績報告書に係る事務について、自治会連合会の活動を所管する市民活動交流センターや本課と同種の補助金を所管する部局と協議し、検討している。また、併せて自治会連合会の意見を伺う。</p> | △ | 環境部 | 低炭素・資源循環課 | 132 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検討中 検討中のもの |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

| 措置済 | 検討中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-----|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

45 自主防災組織強化対策補助金

(3) 補助対象経費(岐阜市自主防災組織連絡協議会)

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|----------------------|-----|-------|---------|-----|
| 【指摘】 交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。 | 下記(5)のなかで合わせて検討中である。 | △ | 都市防災部 | 都市防災政策課 | 136 |
| 【指摘】 支出の明細内訳を提出させ、補助対象経費とするかどうかの審査をした上で、交付すべきである。 | 下記(5)のなかで合わせて検討中である。 | △ | 都市防災部 | 都市防災政策課 | 136 |

(5) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|---------|-----|
| 【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。 | 補助対象者に対する意見の聴取項目を整理した。令和5年度に補助対象者に意見を聴取して検討する。 | △ | 都市防災部 | 都市防災政策課 | 137 |

52 岐阜市青少年育成市民会議運営費補助金

(1) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-------|-----------|-----|
| 【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。 | 岐阜市青少年育成市民会議は、青少年の健全な育成を図ることを目的とし、国、県及び本市の施策と連携し、市内全域で活動する唯一の団体であり、極めて公益性の高い団体である。本市の青少年教育を推進するためには、重要な団体であり、その事業運営にあたっては、市からの補助金による安定的な運営が求められることから、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として助成する。 | × | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 157 |

55 岐阜市自治会連絡協議会運営補助金

(1) 補助対象経費

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|---------|------------|-----|
| 【指摘】 交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。 | 指摘を踏まえ、令和5年3月に要綱を改正し、補助対象経費の費目を明確にした。 | ○ | 市民協働推進部 | 市民活動交流センター | 165 |
| 【意見】 昼食代を補助対象経費にしないことが望ましい。 | 午前・午後を通して行われる会議等の昼食代は、会の目的を達成するための事業実施に必要な経費であることから、補助対象経費として取り扱うこととした。 | × | 市民協働推進部 | 市民活動交流センター | 165 |

56 岐阜市民館連絡協議会補助金

(1) 補助対象経費

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---------------------------------|-----|---------|------------|-----|
| 【指摘】 交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。 | 補助金のあり方を見直し、令和4年度をもって当該事業を廃止した。 | × | 市民協働推進部 | 市民活動交流センター | 168 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検 討 中 検 討 中 の も の |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

| 措置済 | 検 討 中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-------|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

(2) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|---------------------------------|-----|---------|------------|-----|
| <p>【指摘】 団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、公民館活動の振興という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業と、公民館職員の資質の向上という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業を明確に区別し、それぞれについて、具体的な事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。</p> | 補助金のあり方を見直し、令和4年度をもって当該事業を廃止した。 | ○ | 市民協働推進部 | 市民活動交流センター | 169 |

第7 教育・保育

66 岐阜市PTA連合会補助金

(3) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|-----------|-----|
| <p>【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定すべきである。</p> | 交付要綱において、補助対象事業の精査を行い、補助対象経費、補助率、補助上限額を具体的に設定した。 | ○ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 184 |

70 岐阜市学校保健会補助金

(4) 効果・経済性

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|---|-----|-------|-----------------|-----|
| <p>【指摘】 補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その記録を残すべきである。</p> | コロナ禍の影響で補助対象の活動については、今年度も縮小されていた。次年度以降は、活動が戻ると想定されるため、補助金額の妥当性については検討し、検討過程やその妥当性について経緯を記載する。 | △ | 教育委員会 | (学校保健課) 学校安全支援課 | 193 |

75 私立教育・保育施設補助金

(1) 補助対象事業

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|---|-----|--------|--------|-----|
| <p>【指摘】 眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査費、腸管出血性大腸菌対策費を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不適當であり、個別の事業とするよう改めるべきである。</p> | 保育室の衛生管理及び、感染防止等を防ぐことを目的とし、運営面を充実するための補助であるため、運営費補助の中で運用していく。 | × | 子ども未来部 | 子ども保育課 | 203 |

76 私立小規模保育事業等補助金

(1) 補助対象事業

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|--------|--------|-----|
| <p>【指摘】 眼科及び耳鼻咽喉科検診等を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不適當であり、個別の事業とするよう改めるべきである。</p> | 保育室の衛生管理及び、感染防止等を防ぐことを目的とし、運営面を充実するための補助であるため、運営費補助の中で運用していく。 | × | 子ども未来部 | 子ども保育課 | 206 |

77 保育士確保サポート奨励金

(1) 補助対象事業及び補助対象経費

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|-----------------------------------|-----|--------|--------|-----|
| <p>【指摘】 補助の目的に沿った補助対象事業及び補助対象経費を設定すべきである。</p> | 民営化保育園に合わせた補助対象を設定するなど、要綱の中で整理した。 | ○ | 子ども未来部 | 子ども保育課 | 207 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|----------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検討中 検討中のもの |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

| 措置済 | 検討中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-----|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

第8 任意団体・社団法人・財団法人等

84 文化団体補助金

(1) 補助金交付対象団体

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|------------|-------|-----|
| 【指摘】 補助金交付対象団体を限定すべき理由がなければ、公募すべきである。理由があるのであれば、あらかじめ限定した団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。 | 補助の必要性とその内容を確認するため、交付団体と協議を行った。今後、説明可能な団体のみに補助する内容に要綱を変更できるよう、引き続き団体と協議を続ける。 | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 文化芸術課 | 222 |

(2) 補助対象経費

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|------------------------------------|---|-----|------------|-------|-----|
| 【指摘】 補助対象経費は、個別具体的な費用を設定すべきである。 | 補助対象とする内容をより具体的に把握し、補助対象経費になるかどうか明確にするため、補助金交付対象団体に経費の整理を求めた。そのうえで、個別具体的な費用を要綱に定める。 | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 文化芸術課 | 222 |

(3) 補助金額の決定

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|------------|-------|-----|
| 【指摘】 補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮して補助金の額を定めるべきである。 | 提出された収支決算を確認し、補助金交付団体に対し、経費削減に関する具体的な方策や収入増加に関する提案等を実施した。補助申請額の減額並びに補助金を要しない事業運営に向けて、今後も協議を継続する。 | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 文化芸術課 | 223 |

(5) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|---|-----|------------|-------|-----|
| 【指摘】 事業補助に切り替え、岐阜市文化団体補助金としての総額を予算額とし、交付要綱において、補助対象とする団体の数、補助対象事業、補助対象経費の範囲、補助対象経費に対する補助率、1団体に対する補助金の上限を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。 | 各補助交付団体に対し、補助金に頼らない事業運営に向けて、事業内容の見直しや経費削減に関して協議を実施した。また、補助金交付額の減額に関する協議を実施することを各団体と合意した。引き続き、補助要綱見直しに向けて検討していく。 | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 文化芸術課 | 224 |

85 文化財関連団体補助金

(3) 余剰金の返還

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--------------------------------|---|-----|------------|--------|-----|
| 【指摘】 補助金の余剰金があれば返還させるべきである。 | 補助金交付要綱を全面的に見直し、現行の要綱で規定していた前金払いの条項を削除し、通常払いの原則とした。よって、余剰金は発生しない。 | ○ | ぎふ魅力づくり推進部 | 文化財保護課 | 227 |

(4) 交付目的と事業評価

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|------------|--------|-----|
| 【意見】 交付目的に即した適切な成果指標によって事業評価をすることが望ましい。 | 文化財の次世代への継承を目的とする事業補助に切り替える趣旨で要綱改正を行った。今後、交付目的に沿った成果指標への見直しについても、改正後の要綱の趣旨を踏まえて取り組む。 | △ | ぎふ魅力づくり推進部 | 文化財保護課 | 227 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|----------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検 討 中 検 討 中 の も の |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したのもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

| 措置済 | 検 討 中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-------|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

87 青少年各種団体運営費補助金

(3) 補助の見直し(ガールスカウト岐阜市連絡協議会)

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|-----------|-----|
| 【指摘】 ガールスカウト岐阜市連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。 | 事業補助の切替えについて関係部局と話し合いを行った。引き続き、当補助金について、あり方も含めた検討を行っていく。 | △ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 239 |

(4) 補助の見直し(一般社団法人岐阜少年少女合唱団)

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|-----------|-----|
| 【指摘】 一般社団法人岐阜少年少女合唱団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。 | 事業補助の切替えについて関係部局と話し合いを行った。引き続き、当補助金について、あり方も含めた検討を行っていく。 | △ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 241 |

(5) 補助の見直し(岐阜ジュニア吹奏楽団)

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|-------|-----------|-----|
| 【指摘】 岐阜ジュニア吹奏楽団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。 | 事業補助の切替えについて関係部局と話し合いを行った。引き続き、当補助金について、あり方も含めた検討を行っていく。 | △ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 241 |

(6) 補助の見直し(岐阜市バントワリング少年団育成連絡協議会)

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|-------|-----------|-----|
| 【指摘】 岐阜市バントワリング少年団育成連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。 | 事業補助の切替えについて関係部局と話し合いを行った。引き続き、当補助金について、あり方も含めた検討を行っていく。 | △ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 241 |

(7) 補助の見直し(岐阜市シニアリーダークラブ)

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|-----------|-----|
| 【指摘】 岐阜市シニアリーダークラブに対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。 | 事業補助の切替えについて関係部局と話し合いを行った。引き続き、当補助金について、あり方も含めた検討を行っていく。 | △ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 242 |

88 日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金

(3) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|-----------|-----|
| 【指摘】 事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。 | 事業補助の切替えについて関係部局と話し合いを行った。引き続き、当補助金について、あり方も含めた検討を行っていく。 | △ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 243 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|---------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検 討 中 検 討 中 の も の |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

| 措置済 | 検 討 中 | 未実施決定済 | 合 計 |
|-----|-------|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

89 障害児・者団体運営費補助金

(2) 補助金の額(一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会)

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-----|--------|-----|
| 【指摘】 補助金として維持するのであれば、収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定すべきである。そうしないのであれば、補助金ではなく委託事業とすべきである。 | 補助金から委託事業への切り替えについては、今後の状況や経過を見ながら判断し引き続き検討していく。 | △ | 福祉部 | 障がい福祉課 | 247 |

91 保健医療関係団体補助金

(1) 補助金交付対象団体

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|---------------------------------|-----|
| 【指摘】 補助金交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。 | 別表に定めのある補助事業者は、それぞれの補助事業の内容を実施することのできる唯一の団体であるため、公募によることはできない。現行の岐阜市保健医療関係団体補助金交付要綱をそれぞれの団体ごとに細分化し、目的や対象事業を明記する方向で要綱の改正を検討し、素案を作成中である。 | △ | 保健衛生部 | 保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課 | 256 |

(3) 補助金算定根拠

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|------------------------------------|--|-----|-------|---------------------------------|-----|
| 【指摘】 補助金の内容毎に補助金の算定根拠を作成すべきである。 | 各補助事業者が実施する補助事業の規模や岐阜市以外からの補助金の受け入れの有無などの背景を踏まえ、補助金の算定根拠を作成中である。 | △ | 保健衛生部 | 保健医療課、保健衛生政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課 | 258 |

94 勤労者福祉事業補助金

(1) 補助金交付対象団体

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|-------|-----|
| 【指摘】 「勤労者の福祉の増進」という目的で補助金を交付するのであれば、補助金交付対象団体を見直すべきであるし、上記団体の事業に補助金を交付するのであれば、公益上の必要性が認められるかどうかを慎重に吟味した上で、適切な交付目的を設定すべきである。 | 令和4年度に中核市における同様の補助金の交付実態調査を行った。今後はその結果や指摘を踏まえ、令和5年度において、岐阜市補助金等ガイドラインの補助金等の見直しフローに基づき、見直しを検討していく。 | △ | 経済部 | 労働雇用課 | 267 |

(2) 補助対象事業及び補助対象経費

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-----|-------|-----|
| 【意見】 公正かつ有効な補助金の交付となるよう、補助対象事業を精査することが望ましい。 | 令和4年度に中核市における同様の補助金の交付実態調査を行った。今後はその結果や意見を踏まえ、令和5年度において、岐阜市補助金等ガイドラインの補助金等の見直しフローに基づき、見直しを検討していく。 | △ | 経済部 | 労働雇用課 | 268 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | |
|------------|------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 |

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのもも含む)

| 措置済 | 検討中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-----|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

95 人権推進事業補助金

(1) 交付目的と補助対象団体

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|---------|----------|-----|
| <p>【指摘】 「人権の擁護及び人権啓発の推進」という交付目的を維持するのあれば、「法令に基づき人権推進事業を実施する団体」と限定した規定ではなく、広く「人権推進事業を実施する団体」と規定した上で、交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、交付要綱において、特定の団体に補助金を交付する必要性、合理性が明らかとなるような交付目的及び補助対象団体を定めるべきである。</p> | <p>交付対象団体を、現在の要綱より広く規定し公募するか否か、「人権推進事業を実施する団体」の要件及び「人権推進事業」の内容について、令和5年度に検討を行う。 「人権推進事業」の内容によっては公募がふさわしくない場合は、特定の団体に補助金を交付する必要性及び相当性が明らかになるような交付目的及び補助対象団体を規定した要綱の改正を他市町の要綱を参考に検討している。</p> | △ | 市民協働推進部 | 人権啓発センター | 270 |

97 岐阜市読書サークル協議会補助金

(1) 補助対象事業

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|---------|-----|-----|
| <p>【意見】 「市民の読書活動を推進する」という交付目的で、「読書サークル相互の提携協力の促進に関する事業」を補助対象事業とすることはやめることが望ましい。</p> | <p>補助対象となる事業を見直し、「読書サークル相互の提携協力の促進に関する事業」を補助対象から外した。</p> | ○ | 市民協働推進部 | 図書館 | 275 |

(2) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|---------|-----|-----|
| <p>【意見】 「市民の読書活動を推進する」という目的のために、「各読書サークルの会員の集合体である任意団体」に対して公金である補助金を交付する公益上の必要性が認められるのか、市民に理解されるだけの合理的な説明を書面に残すことが望ましい。</p> | <p>岐阜市読書サークル協議会は図書館と協働し、市民への生涯学習の場として、文学講座(現代講座、歴史講座、古典講座)を行ってきた。その活動は、長年にわたり、市民の読書推進活動の維持と向上に寄与し、図書館の読書推進にかかる施策の一翼を担っており公益性がある旨を要綱改正の際の改正の概要に記載した。</p> | ○ | 市民協働推進部 | 図書館 | 276 |
| <p>【指摘】 ＜補助の見直し＞ 公益上の必要性が認められるとしても、団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、「市民の読書活動を推進する」という交付目的を達成する手段として必要かつ有効といえる補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。</p> | <p>補助金の交付の対象を明確化するため、より具体的に規定するとともに、補助の受益者が特に限定される「読書サークル相互の提携協力の促進に関する事業」及びその対象が明確でない「市長が市民の読書活動を推進するため必要と認める事業」を補助の対象より削除し、事業補助ということがより明確になるようにした。</p> | ○ | 市民協働推進部 | 図書館 | 276 |

98 岐阜市視聴覚教育連絡協議会補助金

(1) 補助対象事業

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|-------|-----------|-----|
| <p>【指摘】 交付要綱において、交付目的に沿った補助対象事業及び補助対象経費を具体的に定めるべきである。</p> | <p>補助対象事業の精査を行い、補助対象経費の具体化について、要綱を改正した。</p> | ○ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 277 |

(2) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|-------|-----------|-----|
| <p>【指摘】 適切な成果指標によって事業評価を行うとともに、補助の目的と必要性に即した具体的な補助対象事業及び補助対象経費に対して補助の必要のある額を交付するように見直すべきである。</p> | <p>令和3年に適切な成果指標へ変更し、事業評価を行った。また、補助対象事業の精査を行い、令和4年度に補助対象経費の具体化について、要綱を改正した。</p> | ○ | 教育委員会 | 社会・青少年教育課 | 278 |

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

| | | |
|------------|------------------|----------------------------|
| 対象 | 岐阜市の補助金、負担金及び交付金 | 結果欄の記載方法 |
| 監査実施年度 | 令和2年度 | ○、△、×のいずれかを記入 |
| 包括外部監査人 | 竹中 雅史 | ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの |
| 提出日(最新提出日) | 令和5年3月31日 | △:検討中 検討中のもの |
| 監査委員公表日 | 令和5年8月3日 | ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものを |

令和4年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

| 措置済 | 検討中 | 未実施決定済 | 合計 |
|-----|-----|--------|-----|
| 241 | 32 | 52 | 325 |

第9 事業・個人

104 中小企業振興補助金

(1) 補助金交付対象団体

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|-----------------------------|--|-----|-----|-----|-----|
| 【指摘】 補助金交付対象団体を公募すべきである。 | 補助の必要性とその内容を改めて確認するため、交付団体と協議を行い、一部の補助金については廃止及び統合を行った。 当補助金は、本市の特定した中心市街地の賑わいや、地場産業及び伝統工芸品の振興などを主として運営しており、目的達成のためには、あらかじめ限定した団体に補助金を交付する必要がある。 個別具体的な交付目的は要綱別表に定め、交付要綱取扱要領に沿った運用をしていく。 | × | 経済部 | 商工課 | 288 |

105 農林水産関係振興補助金

(3) 補助の見直し

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 【指摘】 いずれの補助金も事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即して具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額も具体的に設定すべきである。 | 令和6年度を目途に事業補助への切り替えに向け、対象とする事業費等、検討を進めていく。 | △ | 経済部 | 農林課 | 297 |

117 耐震シェルター等設置補助金

(1) 効率性

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--------------------------------------|---|-----|----------|-------|-----|
| 【意見】 より効果的な補助金制度となるよう検討することが望ましい。 | 補助要件については、令和5年度以降の申請件数、ニーズおよび他都市の制度を参考にしながら、現状を把握し引き続き検討していく。 | △ | まちづくり推進部 | 建築指導課 | 311 |

118 空き家改修費補助金

(1) 公平性

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|--|---|-----|----------|-------|-----|
| 【意見】 「空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る」という目的をより達成できるよう、自己取得及び自己定住に限定する要綱の見直しを検討することが望ましい。 | 他都市の状況及び補助金の主旨を踏まえ、自己取得及び自己定住の要件を含む補助要件を緩和する方向で見直しを進めている。 | △ | まちづくり推進部 | 空家対策課 | 312 |

120 中心市街地新築住宅取得助成金

(1) 公平性

| 指摘及び意見 | 措置状況(令和4年度末) | 結果欄 | 部 | 課 | 本編頁 |
|---|--|-----|----------|------------|-----|
| 【意見】 交付目的達成のための手段として機能する補助金の制度に改めることが望ましい。 | 分譲マンション販売業者に対するアンケートを実施し、効果検証を行った。また、助成金申請者の住宅ローンの状況やアンケートを参考とし、制度改正を含め検討を行ったが、目的達成の手段として機能しており、継続とした。 | ○ | まちづくり推進部 | まちづくり推進政策課 | 314 |